

事務連絡

事業主 殿

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会  
香川県支部

特定自主検査者能力向上教育の実施について  
「整地・運搬・積込等・掘削用及び解体用機械」

拝啓、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

ご承知のとおり、建設荷役車両においては、近年、メカトロニクス化、高出力化等の構造及び性能の高度化が図られており、その技術的進展には著しいものがあります。

この度、定期自主検査指針が令和5年3月31日に改定となりました。

定期自主検査指針とは、労働安全衛生法第45条（定期自主検査）の適切かつ有効な実施を図るため、当該機械における定期自主検査の検査項目、検査方法、判定基準等が定められたものです。

今回の改正は、平成27年の車両系建設機械の定期自主検査指針の改正以来、8年ぶりとなります。また、車両系建設機械や高所作業車など5種類の定期自主検査指針全てが同時に改正されるのは初めてのこととなります。

これらの技術の進展に対応するため、建設荷役車両の特定自主検査に従事する者は、従来にもまして検査等に係る高度な知識と技能が必要になってきています。

労働安全衛生法では、特定自主検査の検査者で特定自主検査の業務に従事しておむね5年以上経過した者を対象に、事業者は、その能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えることとなっています。

改正の趣旨は、最近の技術革新により、機械等の部品や構造、検査機器等が大きく変化してきていることを踏まえ、機械等の安全を確保する上でより適切かつ合理的な検査方法や判定基準等を取り入れることとしたものです。

厚生労働省では、専門家も交えて技術的な検討及び見直しを行い、新検査指針は、現状に即した検査項目・検査方法・判定基準に改めた内容のものとなりました。

当協会では、検査等に係る高度な知識と技能を向上して頂くために、能力向上教育を5年毎に受講することを推奨しています。

つきましては、新定期自主検査指針にて「能力向上教育」を実施いたしますので、ご案内申し上げます。

敬具

## 記

- 1.日 時 令和 7 年 8 月 28 日 (木) 午前 8 時 50 分～午後 5 時
- 2.場 所 香川地域職業訓練センター  
高松市郷東町 587-1  
電話 087-882-5464
- 3.受講対象者 車両系建設機械（整地・運搬・積込み・掘削用機械及び解体用機械）の検査資格を有する検査業者の検査員及び事業内検査資格を有する検査員  
(特定自主検査の業務に従事して概ね 5 年ごとの受講を推奨しています。)
- 4.受講内容 (1) 最近の車両系建設機械に関する知識  
(2) 検査及び検査機器に関する知識  
イ、新しい機構及び装置の検査方法及び判定基準、故障診断の方法等  
ロ、検査記録表の記入要領  
(3) 災害事例及び関係法令
- 5.受講料 会員 1 人 15,290 円（消費税及びテキスト代を含む）  
一般 1 人 17,710 円（消費税及びテキスト代を含む）  
受講料につきましては、申し込み頂いた後 請求書をお送り致しますので  
請求書記載の口座に受講料の振り込みをお願いいたします。
- 6.受講手続 特定自主検査者能力向上教育受講申込書に所要事項を記入して香川県支部まで送付してください。  
※ペーパーレス化の為、E メールで申込いただければ、E メールで請求書をお送りいたします。 E-mail: [sacl37@mx1.alpha-web.ne.jp](mailto:sacl37@mx1.alpha-web.ne.jp)
- なお、申込の際には、**資格証明証の写し**、を提出してください。
- 7.振込先 受講料を銀行振込みされる場合は、下記の銀行へお振込み下さい。  
取引銀行 百十四銀行田町支店（普）0861254  
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会香川県支部  
カナ：シャ)ケンセツニヤクシャリョウアンゼンギジュツキヨウカイ  
カガワケンシブ  
※ 送金手数料は、お振込み者負担となります。  
(申込書、受講料が揃って受講手続が完了となります。)  
注) 受講料が振込まれた後、受講日 1 週間前に受講票を事業所宛に郵送いたします。(受講票は、忘れずに受講当日持参して下さい。)
- 8.申込締切日 令和 7 年 8 月 20 日 (水)  
(但し定員 50 名となり次第締切らせて頂きます)
- 9.申込先 公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会香川県支部  
〒760-0062 高松市塩上町 10-5 (池商はせ川ビル 1 階 113 号室)

電 話 087-837-3668  
FAX 087-837-3671

#### 10.受講取消しについて

受講者が受講申込みをした後、受講の取消しをした場合の費用については、下記の通り定める。

受講取消の受付時期	キャンセル料の取扱
① 研修・教育開始日の5営業日前迄	取消費用は発生しません
② 同4営業日前から2営業日前	教材費を除く受講料を頂きます。
③ 同1営業日前及び当日	教材費を含む受講料全額を頂きます。
特記事項	教材を受講者に事前送付済の場合は、営業日にかかるわらず教材費を頂きます。

※ 受講料の返金の為の振込み手数料は各自ご負担願います。

#### 11. その他 能力向上教育を受講された方には講習修了後、「修了証」を交付致します で、印鑑をご持参下さい。